

令和 7 年度

業 務 概 要

《令和 6 年度事業年報》

長野県松本児童相談所

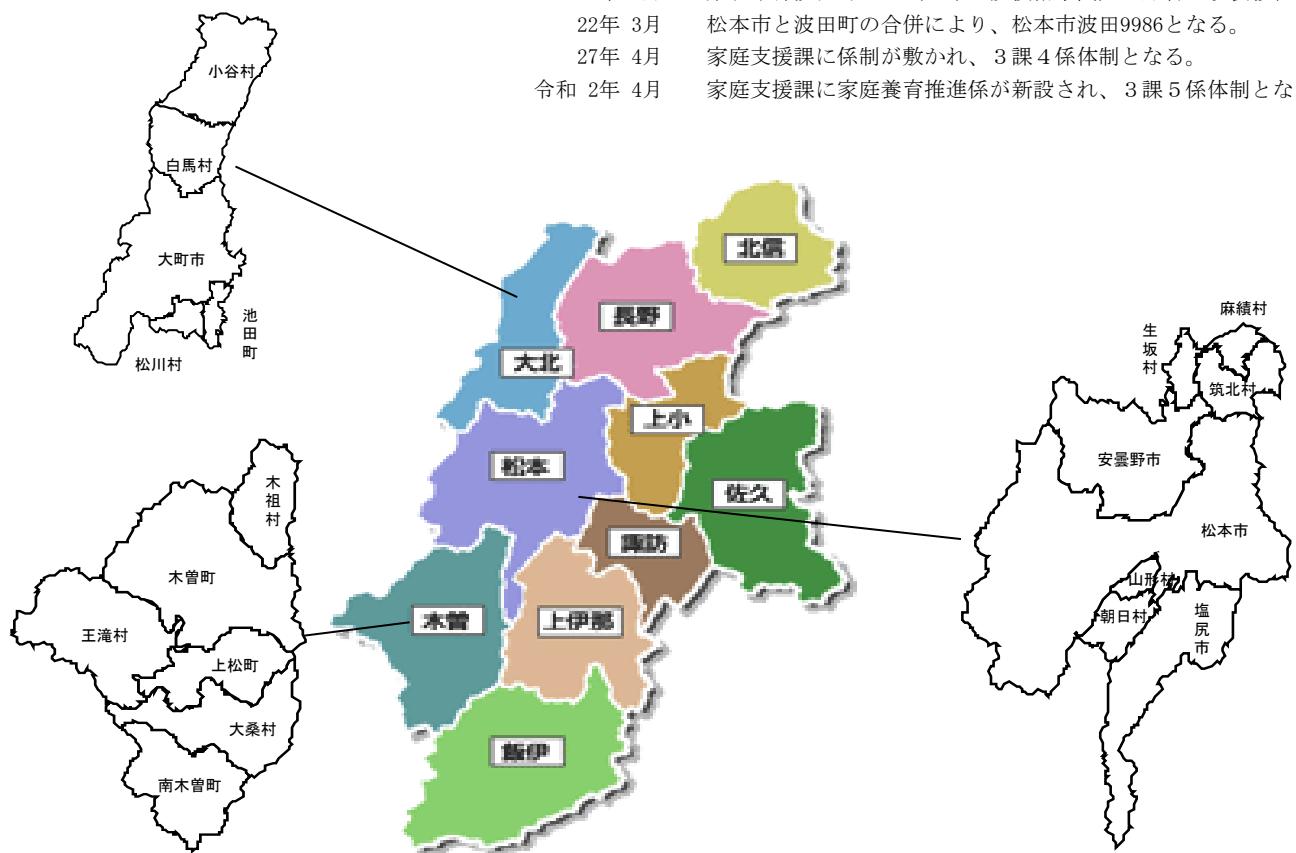
目 次

《項目》	《頁》
I 松本児童相談所について	1
1 令和7年度 運営方針	2
2 令和7年度 事業内容	3
3 相談の種類及び主な内容	4
4 相談業務の流れ	5
II 児童相談の状況について	6
1 児童相談の推移	6
(1) 経路別受付状況	
(2) 相談種別受付状況	
(3) 相談結果の状況	
2 市町村別相談受付状況	9
3 年齢別相談受付状況	10
4 相談種別相談結果の状況	11
5 児童福祉施設等措置状況	12
(1) 入退所・年度末在籍の状況	
(2) 措置解除の理由	
(3) 措置停止・措置中等の調査及び指導状況	
(4) 市町村別入所・委託措置開始状況	
(5) 市町村別年度末在籍状況	
6 里親の状況	15
(1) 登録里親の状況	
(2) 里親委託児童の年齢別状況	
(3) 市町村別の状況	
7 一時保護の状況	16
(1) 目的別保護状況	
(2) 相談種別保護状況	
(3) 年齢別相談種別保護状況	
8 一時保護委託の状況	17
(1) 委託先別保護状況	
(2) 目的別保護状況	
9 養護相談の状況	17
10 障がい相談の状況	18
(1) 療育手帳交付の状況	
(2) 重症心身障がい児（者）の状況	
11 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査の実施状況	18
(1) 1歳6か月児精神発達精密健診	
(2) 3歳児精神発達精密健診	
III 児童虐待相談について	19
1 児童虐待相談の推移	
2 児童虐待相談種別対応件数	
3 児童虐待相談経路別対応件数	
4 児童虐待相談処遇別対応件数	
5 主たる虐待者	
6 被虐待児の年齢構成	
7 管内地域別相談対応件数	
IV 知的障害者更生相談所について	21
1 知的障害者更生相談所	
2 知的障がい者更生相談の状況	
(1) 知的障がい者更生相談の推移	
(2) 相談内容別件数	
(3) 判定内容別件数	

I 松本児童相談所について

児童相談所は児童に関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に必要とされる支援を行い、児童の福祉を図るとともに、その権利を守り尊重することを主たる目的として設置される行政機関である。

昭和23年 4月	児童福祉法の規定に基づき、長野市に県内一円を管轄区域として、長野県児童相談所が設置され児童相談業務を開始した。
24年 5月	松本児童相談所が松本市大名町76番地に設置され、中信地区1市4郡が管轄区域となった。
25年 5月	松本市若松町 1467番地（現在の埋橋1-9-18）に庁舎を新築移転、一時保護所として松本精機寄宿舎を買収し改装した。
26年 4月	飯田市、下伊那郡が松本児童相談所の管轄となった。
26年 4月	飯田市、下伊那郡が諏訪児童相談所に移管となり、松本児童相談所の管轄区域は、創設時の中信地区1市4郡に戻った。
46年 3月	松本市桐2-4-39に庁舎を新築移転した。
平成15年 4月	一時保護所が通年実施となる。
17年 2月	山口村が岐阜県中津川市への合併により管轄外となる。
17年 4月	東筑摩郡波田町9986（旧県建設技術学園）に庁舎を改装移転した。
22年 3月	松本市と波田町の合併により、松本市波田9986となる。
27年 4月	家庭支援課に係制が敷かれ、3課4係体制となる。
令和 2年 4月	家庭支援課に家庭養育推進係が新設され、3課5係体制となる。



管内の状況

令和7年4月1日現在

郡 市 名	総 面 積(km ²)	全県に占める割合	総 人 口	児童人口(18歳未満)	児童が占める割合
松本市	978.47	7.2	235,914	33,379	14.1
大町市	565.15	4.2	24,280	2,622	10.8
塩尻市	289.98	2.1	65,508	9,279	14.2
安曇野市	331.78	2.4	92,422	13,050	14.1
木曾郡	1,546.17	11.4	22,887	2,353	10.3
東筑摩郡	268.50	2.0	19,741	2,609	13.2
北安曇郡	544.50	4.0	29,447	3,641	12.4
管 内 計	4,524.55	33.4	490,199	66,933	13.7
県 計	13,561.56	100.0	1,976,103.0	271,317	13.7

1 令和7年度 松本児童相談所 運営方針

《基本方針》

子どもの権利を基盤とした新たな社会的養育に関する社会的動向を踏まえ、市町村等関係機関と適切な連携や役割分担を図りながら、児童虐待をはじめとする児童に関する相談に応じる。相談においては、児童の権利擁護を絶えず意識し、児童の最善の利益を実現するべく最も効果的な援助を行う。

《重点事項》

1 児童虐待への対応

児童虐待通告に対しては、速やかに児童の安全を確認するとともに、初期対応マニュアルに基づく調査、的確なアセスメントを行い、必要な児童へは一時保護により安全を確保する。

市町村をはじめとした関係機関等と連携し、多角的なケース理解による適切な支援の検討を図り、必要に応じて法的な対応を適切に行い、子どもの安全を最優先とした対応の強化に努める。

2 子どもの権利擁護

子どもの気持ちや考えを丁寧に聴き取り、子どもを真ん中にしたケースワークを実践する。また、一時保護（委託）にあたっては、阻害された子どもの権利が早期に回復されるよう、迅速に対応する。

また、一時保護（委託）や里親等への委託、施設入所措置等に係る決定に際しては、児童相談所の責任として、子どもが十分に理解できるよう説明をし、子どもの意見を聴き、意向を十分に尊重した上で、子どもの最善の利益につながる決定をする。

3 家庭養育の推進

後期の「長野県社会的養育推進計画」の基本理念である「家庭養育優先原則」「パーマネンシー保障」実現のため、家庭養育推進係とパーマネンシー保障を担当する職員及び地区担当職員が協力連携を図り、ケース対応を行う。対応にあたっては市町村、里親、施設関係者等からなる里親委託等推進委員会や地域懇談会の開催により地域全体で里親を支援する体制作りや里親登録や委託促進のための広報啓発活動を行う。

松本市、塩尻市、安曇野市、松本赤十字乳児院、松本児童園等の関係機関と当所で組織する「信州松本圏域・新しい育みプロジェクト」により乳幼児の里親委託を含めた家庭養育推進及び新しい在宅支援体制構築を目指す。

4 里親委託児童・児童福祉施設等入所児童の権利擁護

児童相談・養育支援室から発出された「被措置児童等の安全・安心に係る継続的な状況確認等について」に基づき、最低1か月から6か月の期間の中で必要に応じた状況確認を行い、被措置児童等虐待防止に努める。

また、「権利ノート」を用い、子どもの権利擁護について説明するとともに、自立支援計画策定時等に里親、施設職員等、関わる大人が子どもの権利について正しく理解し、子どもに関わる姿勢を点検し、児童の権利擁護を図る。

子どものモデルとなるよう面接対応等の適切な言動や態度に心がけ、人的環境としての子どもの支援も実践する。

5 一時保護所入所児童への支援

一時保護所の生活が個々の児童にとって安心安全な場であることを基本とした上で、児童の権利擁護の観点から日々の生活環境の整備や個別の支援に取り組むとともに、令和3年度から実施している弁護士による意見聴取を継続する。

保護所職員と児童福祉司、児童心理司による定期的なカンファレンスにより、入所児童の適切な見立てと日々の対応方法の確認を行い、一時保護所内で統一した支援を行うとともに、一時保護期間の長期化を防ぎ、退所後を見据えた援助プランに基づき支援する。

また、一時保護所の環境が入所児童にとって安心安全且つ適切な住空間となるよう検討を進める。

6 関係機関との連携及び支援

子どもや家庭の相談について、身近な相談窓口になっている市町村が、役割を理解し適切に対応できるよう実際のケース対応や研修等を通し支援にあたり、資質の向上を図る。

2 令和7年度 事業内容

(1) 相談・指導

区分	業務内容
所内相談	原則として予約制（電話相談は随時）にて、相談援助活動を行う
訪問相談	必要に応じて家庭、学校、施設等を訪問し、相談援助活動を行う

(2) 一時保護

緊急保護、行動観察、短期入所指導のため、一時保護を実施する。

また、必要に応じて児童福祉施設等に委託して実施する。

区分	業務内容
緊急保護	被虐待児・棄児・迷子児・家出児等の応急的保護
行動観察	児童の対人関係、生活意欲、行動特性等の観察評価
短期入所指導	短期間の生活指導・心理治療等

(3) 定例診断

区分	実施時期等	実施場所	実施内容
児童精神科診断	毎月 第2・第4月曜日	所内	嘱託医による診断
小児科診断	毎月 第2・第4金曜日	〃	〃

(4) 措置

通告・送致された児童又は相談に応じて、児童及びその保護者に対して必要があると認めた時は、次のような措置をとる。

訓戒又は誓約、児童福祉司指導、市町村指導、児童委員指導、児童家庭支援センター指導、社会福祉主事指導、里親・ファミリーホーム等委託、福祉施設入所、家庭裁判所送致、指定医療機関委託

(5) 児童福祉施設入所児童の自立支援強化

児童虐待事例など入所児童自立支援計画に基づく援助指針を共有化するため、ケース検討会・連絡会等を実施する。

施設入所をしているケースについて家族関係支援プログラムを策定し、施設と協議のうえ自立支援計画票を策定、以降定期的な見直しを行い家族への支援をしていく。

(6) 児童虐待防止対策

児童虐待に対して早急かつ適切な対応を図るとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）等との連携を強化し、啓発を図る。

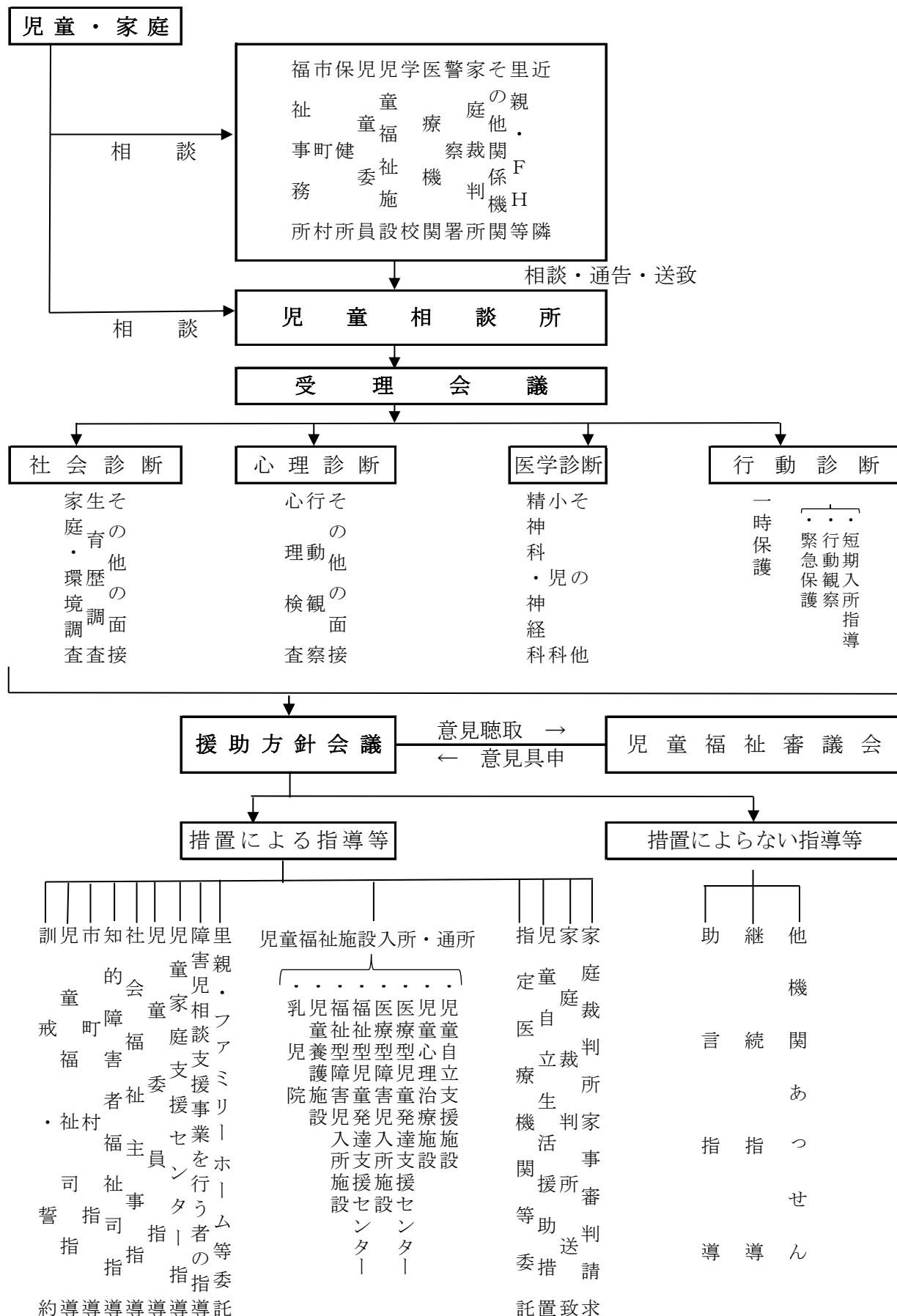
市町村が主に対応する虐待ケースについて、技術的助言等の支援を行い、市町村のスキルアップを図る。

3 相談の種類及び主な内容

種類	内容
養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
児童虐待	身体的虐待、保護の怠慢・拒否、性的虐待、心理的虐待
保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。
障がい相談	肢体不自由相談 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障がい相談 盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談。
	言語発達障がい等相談 構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。（ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。）
	重症心身障がい相談 重症心身障がい児（者）に関する相談。
	知的障がい相談 知的障がい児に関する相談。
	発達障がい相談 自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童、及び注意欠陥多動性障がいを有する児童に関する相談。
非行相談	ぐるぐる犯等相談 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐるぐる犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐるぐる犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があつたと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談 触法行為があつたとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。）
育成相談	性格行動相談 児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談 学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。
	適性相談 進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談 家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談	上記の相談のいずれにも該当しない相談。

4 相談業務の流れ

受け付けた相談は、次のような手順で援助方針の決定を行います。



II 児童相談の状況について

1 児童相談の推移

(1) 経路別受付状況

相談経路		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
								件数	構成比(%)
都道府県	児童相談所	24	44	55	71	52	42	2.9	
	福祉事務所	10	5	8	2	7	12	0.8	
	その他	2	9	9	3	10	0	0.0	
市町村	福祉事務所	215	240	244	312	296	306	21.0	
	児童委員				1	0	0	0.0	
	保健センター	1	16	4	2	1	1	0.1	
	その他	54	64	48	111	79	100	6.9	
児童福祉施設・指定医療機関	保育所	1	1	3	2	3	4	0.3	
	児童福祉施設	20	33	35	20	35	10	0.7	
	指定発達支援医療機関		3	2		3	2	0.1	
児童家庭支援センター			1		2		2	0.1	
認定こども園				1			0	0.0	
警察察等		334	388	266	312	340	372	25.6	
家庭裁判所			21	21	15	8	12	0.8	
保健所及び医療機関	保健所						0	0.0	
	医療機関	26	22	24	32	37	25	1.7	
学校等	幼稚園		4	1	1	6	1	0.1	
	学校	88	52	76	63	29	44	3.0	
	教育委員会等		3	1	1	1	1	0.1	
里親・保護受託者		3	4	5	6	4	2	0.1	
児童委員(通告の仲介を含む)					1		1	0.1	
家族・親戚		430	330	429	428	394	361	24.8	
近隣・知人		91	76	82	100	68	94	6.5	
児童本人		12	8	8	15	23	28	1.9	
その他		56	37	53	38	46	35	2.4	
合計		1,367	1,361	1,375	1,538	1,442	1,455	100.0	

(2) 相談種別受付状況

相談種類	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
							件数	構成比(%)
養護相談	765	829	754	909	826	841	57.8	
虐待（再掲）	593	628	518	606	595	657	45.2	
保健相談				1	1	0	0.0	
障がい相談	肢 体 不 自 由	5	5	12	5	3	8	0.5
	視 聴 覚 障 が い				1		0	0.0
	言 語 発 達 障 が い 等	5		1	2		1	0.1
	重 症 心 身 障 が い	10	9	35	10	11	22	1.5
	知 的 障 が い	392	316	354	366	369	345	23.7
	発 達 障 が い	51	53	45	55	50	64	4.4
	小 計	463	383	447	439	433	440	30.2
非行相談	ぐ 犯 等	16	20	19	40	31	44	3.0
	触 法 行 為 等	8	9	9	7	13	7	0.5
	小 計	24	29	28	47	44	51	3.5
育成相談	性 格 行 動	41	46	36	42	43	23	1.6
	不 登 校	2	0	6	9	4	5	0.3
	適 性	1	2	1	0	1	1	0.1
	し つ け	6	1	7	5	12	6	0.4
	小 計	50	49	50	56	60	35	2.4
その他の相談	65	71	96	86	78	88	6.0	
合 計	1,367	1,361	1,375	1,538	1,442	1,455	100	

(3) 相談結果の状況

相談結果		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 件数	構成比(%)
面接指導	助言指導	1,038	1,036	1,004	1,179	1,069	1,067	72.6	
	継続指導	177	137	166	179	196	208	14.1	
	他機関あっせん	4	6	7	14	9	8	0.5	
	小計	1,219	1,179	1,177	1,372	1,274	1,283	87.3	
児童福祉司指導		11	21	25	10	14	18	1.2	
児童委員指導								0	0.0
児童家庭支援センター指導・指導委託			4	3	2	3	8	0.5	
福祉事務所送致		30	18	19	27	19	18	1.2	
訓戒・誓約				3	7	11	1	0.1	
児童福祉施設	入所	34	34	42	36	40	34	2.3	
	(再掲)法第27条の3家庭裁判所送致					1	0	0.0	
	通所	1	2	2	3	2	5	0.3	
	小計	35	36	44	39	42	39	2.7	
指定医療機関等委託							0	0.0	
里親等委託		6	14	8	12	13	6	0.4	
法第27条第1項第4号家庭裁判所送致			1	2		5	2	0.1	
その他		99	107	112	77	88	95	6.5	
合計		1,400	1,380	1,393	1,546	1,469	1,470	100.0	

*相談結果が複数に該当するものがあるため、相談受付件数とは一致しない場合があります。

2 市町村別相談受付状況

	養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	言 語 発 達 障 が い	重 症 心 身 障 が い	知 的 障 が い	発 達 障 が い	ぐ 犯 等	触 法 行 為 等	性 格 行 為 等	不 適 登 校	し 適 性	そ の 他	合 計	
松本市	385		5		1	10	173	40	16	3	14	2	1	3	44	697
大町市	45						15	4	2					1	3	70
塩尻市	137		1			6	42	4	8	1	4	1			6	210
安曇野市	136					4	71	8	14	1	1			1	16	252
木曾郡	木曾町	9	1			1	3	1	1							16
	南木曾町	3					2		1					2		8
	上松町	4					2					1				7
	木祖村	5														5
	王滝村	1														1
	大桑村	2														2
東筑摩郡	麻績村	5	1				1	2								9
	筑北村	7					4									11
	生坂村						1									1
	山形村	18				1	2							2		23
	朝日村	11					5									16
北安曇郡	池田町	28					6	3						1		38
	松川村	13					10	1		2	1	1				28
	白馬村	3					2							3		8
	小谷村	6														6
管外	23						6	1	2		2	1		1	11	47
合計	841	0	8	0	1	22	345	64	44	7	23	5	1	6	88	1,455

3 年齢別相談受付状況

歳	保護者	健	不自由	言語発達障がい等	重症心身障がい等	知的障がい等	発達障がい等	ぐ犯等	触法行為等	性格行動等	不登校	適性	しつけ	その他	計	男女		不明		
																男	女			
0	60					1	2								1	64	29	35		
1	52						2								9	63	36	27		
2	35					1	10								2	2	50	21	29	
3	54					1		5								10	70	31	38	
4	52		1					18	5						1	5	82	51	31	
5	49						1	23	3			1			1	5	83	47	35	
6	54		1				3	32	4							4	98	68	29	
7	47		1				1	10	5			1				6	71	44	27	
8	53		1				2	18	8			1			1	3	87	52	35	
9	37		1				1	17	6							4	66	44	22	
10	54		1				3	18	7	1	2	4	1			2	93	57	36	
11	41							24	8	4	2	3	1			5	88	57	30	
12	50							1	21	9	6		3				2	92	58	34
13	38							21	4	5	3	3				6	80	47	33	
14	55		1				2	31	3	11		4	1				108	61	47	
15	33		1				1	16		8						6	65	38	27	
16	30							37	1	8		1	1				1	79	40	39
17	43						3	28		1		1		1		6	83	43	40	
18以上	3						2	12								9	26	13	13	
不明	1								1		1	1		1	2	7	4	1	2	
計	841	0	8	0	1	22	345	64	44	7	23	5	1	6	88	1,455	841	608	6	
男	441		5		1	12	236	54	21	7	18	1		4	41	841				
女	398		3			10	109	10	23		5	4	1	2	43	608				
不明	2														4	6				

4 相談種別相談結果の状況

相談種類		養 護 相 談	う ち 虐 相 談	保 健 相 談	障がい相談							非行相談			育成相談			その他の相談	合計			
					肢 体 不 自 由	視 聽 覚 障 が い い 等	言 語 発 達 障 が い い 等	重 症 心 身 障 が い い 等	知 的 障 が い い 等	発 達 障 が い い 等	小 さ か れ 等	ぐ る め 等	触 法 行 為	小 さ か れ 等	性 格 行 為	不 適 行 為	登 校 行 為	適 け 行 為				
相談結果	相談	待	談	由	い	い	い	い	い	い	い	等	等	等	等	け	相談					
面接指導導	助言指導	617	501			5		1	12	295	43	356	10	2	12	13	4	1	6	24	58	1,067
	継続指導	161	116							1	8	9	25	3	28	9				9	1	208
	他機関あっせん	5	3							2	2				0					0	1	8
	小計	783	620	0	5	0	1	12	296	53	367	35	5	40	22	4	1	6	33	60	1,283	
児童福祉司指導	15	15									0	3		3					0		18	
児童委員指導											0			0					0		0	
児童家庭支援センター指導・指導委託	1									6	6				1				1		8	
福祉事務所送致								2	16		18			0					0		18	
訓戒・誓約	1	1								0			0						0		1	
児童福祉施設	入所	28	17							1	1	4	1	5					0		34	
(再掲)法第27条の3家庭裁判所送致										0			0						0		0	
	通所									4	4			0		1			1		5	
	小計	28	17	0	0	0	0	0	0	5	5	4	1	5	0	1	0	0	1	0	39	
指定医療機関等委託										0			0					0		0		
里親等委託	6	3								0			0					0		0		
法第27条第1項第4号家庭裁判所送致										0	1	1	2					0		2		
その他	18	9		4			8	35		47	1		1					0	29	95		
合計	852	665	0	9	0	1	22	347	64	443	44	7	51	23	5	1	6	35	89	1,470		

*相談結果が複数に該当するものがあるため、相談受付件数とは一致しない場合があります。

5 児童福祉施設等措置状況

(1) 入退所・年度末在籍の状況

施設の種類	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	児 童 福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	児 童 自 立 生 活 援 助 事 業 所	合 計
入 所 ・ 委 託	7	19	5	2	1		1	35
移 管 に よ る 増			3					3
措 置 解 除	10	15	4	4			1	34
移 管 に よ る 減								0
年 度 末 在 籍 人 員	9	105	6	1	5	3	0	129

(2) 措置解除の理由

施設の種類	退所の理由	家 庭 復 帰	保 育 学 所 等 入 所 達	社 会 的 自 立	措 置 変 更	里 親 委 託	成 人 施 設 移 管	そ の 他	合 計
乳 儿 院		6			1	3			10
児 童 養 護 施 設		8		3				4	15
児 童 自 立 支 援 施 設		1			2		1		4
児 童 心 理 治 療 施 設		2			2				4
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設									0
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設									0
児 童 自 立 生 活 援 助 事 業 所				1					1
計		17	0	4	5	3	1	4	34

(3) 措置停止・措置中等の調査及び指導状況

	措置停止	調査・診断・指導
児 童 福 祉 施 設	32	2,043
指 定 医 療 機 関 障 害 者 支 援 施 設		
里 親	2	1116
合 計	34	3159

(4) 市町村別入所・委託措置開始状況

施設種類	乳 児	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	合 計	
市町村	院	設	設	設	設	設		
松本市		5	9	1	2		17	
大町市							0	
塩尻市		1	4				5	
安曇野市		1	4	3		1	9	
木曾郡	上松町						0	
	南木曾町						0	
	木曾町						0	
	木祖村						0	
	王滝村						0	
	大桑村						0	
東筑摩郡	麻績村						0	
	生坂村						0	
	山形村						0	
	朝日村		1				1	
	筑北村						0	
北安曇郡	池田町		1				1	
	松川村			1			1	
	白馬村						0	
	小谷村						0	
	管外						0	
	合計	7	19	5	2	1	0	34

(5) 市町村別年度末在籍状況

市町村	施設種類	乳 兒 院	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	児 童 自 立 生 活 援 助 事 業 所	合 計
松本市		5	50	1	1	1	1		59
大町市			5						5
塩尻市			13						13
安曇野市		3	16	4		2	2		27
木曾郡	上松町			1					1
	南木曾町								0
	木曾町								0
	木祖村			1					1
	王滝村								0
	大桑村								0
東筑摩郡	麻績村								0
	生坂村			1					1
	山形村	1	1			1			3
	朝日村			1					1
	筑北村			1			1		2
北安曇郡	池田町			4					4
	松川村				1				1
	白馬村								0
	小谷村								0
	管外		11						11
	合計	9	105	6	1	5	3	0	129

6 里親の状況

(1) 登録里親の状況

新規及び取消 （ 年 度 中 ）	里親数
新 規 （ 年 度 中 ）	7
取 消 （ 年 度 中 ）	10
年 度 末 现 在	72
児童委託歴のある里親数	44
養子縁組成立里親数	13
委託されている里親数	21

※ファミリーホームが含まれています。

(2) 里親委託児童の年齢別状況

令和7年3月31日現在

年 齢	委託児童数
0歳	1
1～6歳	12
7～12歳	8
13～15歳	3
16歳以上	5
合 計	29

※里親家庭の委託児童 23名
ファミリーホームへの委託児童5名

(3) 市町村別の状況

市 町 村	里 親 数	委託児童数
松 本 市	30	8
大 町 市	6	8
塩 尻 市	8	1
安 曇 野 市	19	5
木 上 松 町	1	1
木 曾 町	1	2
木 祖 村	1	
王 滝 村	1	
大 桑 村		
東 麻 繢 村	1	1
生 坂 村		
山 形 村		
摩 朝 日 村		
郡 筑 北 村		
北 池 田 町	3	2
安 松 川 村	1	
曇 白 馬 村	1	
郡 小 谷 村		
管 外	1	1
合 計	74	29

※里親数には、ファミリーホーム世帯が含まれています。

※委託児童数には、他の児童相談所からの委託児童1名を加えて計上しています。

7 一時保護の状況

(1) 目的別保護状況

所 別 目的別	実 人 員						延 人 員					
	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計
緊 急 保 護	0	62	2	9	4	77	0	2,059	62	166	238	2,525
行 動 觀 察	1	5	1	3	1	11	46	120	24	53	8	251
短 期 入 所 指 導	0	1	1	1	0	3	0	5	14	23	0	42
合 計	1	68	4	13	5	91	46	2,184	100	242	246	2,818

(2) 相談種別保護状況

所 別 相談種別	実 人 員						延 人 員					
	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計
養 護	1	33	0	8	4	46	46	950	0	168	238	1,402
保 健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢 体 不 自 由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視 聴 覚 障 が い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言 語 発 達 障 が い 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重 症 心 身 障 が い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知 的 障 が い	0	4	0	0	0	4	0	26	0	0	0	26
発 達 障 が い	0	2	0	3	0	5	0	81	0	23	0	104
ぐ 犯 等	0	26	3	1	1	31	0	1,086	76	0	8	1,170
触 法 行 為 等	0	0	0	1	0	1	0	24	0	51	0	75
性 格 行 動	0	3	1	0	0	4	0	17	24	0	0	41
不 登 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
適 性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
し つ け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1	68	4	13	5	91	46	2,184	100	242	246	2,818

(3) 年齢別相談種別保護状況

	養護相談	障害	非行相談	育成相談	その他	合 計
0～ 5歳	0	0	0	0	0	0
6～11歳	23	1	9	1	0	34
12～14歳	14	8	14	3	0	39
15歳以上	9	0	9	0	0	18
合 計	46	9	32	4	0	91

8 一時保護委託の状況

(1) 委託先別保護状況

	実 人 員	延 人 員
児童福祉施設	94	1,738
そ の 他	23	321
合 計	117	2,059

(2) 目的別保護状況

	実 人 員	延 人 員
緊急保護	107	2,007
行動観察	10	52
短期入所指導		
合 計	117	2,059

9 養護相談の状況

理由別 処理別	家 出	死 亡	離 婚	傷 病	家庭環境		その他の 計
					虐 待	その他の 計	
児童福祉施設入所		1			17	10	28
里親委託					3	2	1 6
面接指導			1	5	620	139	18 783
そ の 他					25	6	4 35
合 計	0	1	1	5	665	157	23 852

10 障がい相談の状況

(1) 療育手帳交付の状況

① 新規交付・再判定

	児童相談所	知的障害者更生相談所
新規交付	142	24
再判定	151	98

② 交付台帳搭載数

		前年度末	新規交付	転入	転出返還	変更		年度末
						18歳到達	障害程度	
A	18歳未満	254	13	4	1	-26	12	256
(重度)	18歳以上	1,687	1	4	25	26	1	1,694
B	18歳未満	782	130	5	5	-74	-12	826
(中軽度)	18歳以上	3,181	22	13	30	74	-1	3,259
合計		5,904	166	26	61			6,035

(2) 重症心身障害児（者）の状況

施設利用の状況（利用契約を除く措置入所分）

	入所・委託数
医療型障害児入所施設	3

11 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査の実施状況

(1) 1歳6か月児精神発達精密健診

精密健診実施児童数	事後指導状況	
	実人數	延回数
0	0	0

(2) 3歳児精神発達精密健診

精密健診実施児童数	事後指導状況	
	実人數	延回数
0	0	0

III 児童虐待相談について

松本児童相談所

1 児童虐待相談対応件数の推移

年度 区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全 国	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	-
長野県	1,358	1,638	1,761	1,909	2,048	2,370	2,804	2,825	2,651	2,697	2,774	2,833
管 内	247	340	399	432	494	599	611	641	529	617	612	665

2 児童虐待相談種別対応件数

年度	種別			身体的虐待			性的虐待			心理的虐待			保護の怠慢・拒否			計		
	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内
4年度	49,464	582	136	2,393	28	9	128,114	1,649	389	34,872	438	83	214,843	2,697	617			
5年度	51,623	617	126	2,473	28	9	134,948	1,733	393	36,465	396	84	225,509	2,774	612			
6年度	-	627	136	-	26	10	-	1,717	400	-	463	119	-	2,833	665			

3 児童虐待相談経路別対応件数

年度	経路		都道府県等	市町村等	福祉施設等	警察等	医療機関等	学校等	家族親戚	近隣知人	児童本人	その他	計		
	国	県											国	県	管内
年 度	国	14,205	14,412	3,160	112,311	4,115	15,835	17,840	22,188	2,716	8,061		214,843		
	県	111	543	43	994	96	276	299	235	46	54		2,697		
	管内	31	106	9	257	19	47	64	55	10	19		617		
年 度	国	12,342	11,182	3,533	116,649	4,461	17,636	19,196	22,112	3,147	15,251		225,509		
	県	124	598	79	1,065	90	256	323	155	39	45		2,774		
	管内	34	116	19	284	23	30	42	47	11	6		612		
年 度	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		
	県	123	613	67	1,076	81	243	331	192	57	50		2,833		
	管内	23	131	9	322	15	35	48	49	14	19		665		

4 児童虐待相談処遇別対応件数

年度	施設入所			里親委託			面接指導			その他			計		
	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内
4年度	3,741	80	21	689	13	4	184,208	2,514	570	27,072	90	22	215,710	2,697	617
5年度	3,656	49	10	854	11	4	193,040	2,621	573	28,997	93	25	226,547	2,774	612
6年度	-	64	17	-	18	3	-	2,658	620	-	93	25	-	2,833	665

5 主たる虐待者

年度	虐待者	父		母		その他	計
		実父	実父以外	実母	実母以外		
4 年 度	国	91,582	10,881	103,094	994	8,292	214,843
	県	1,220	158	1,244	15	60	2,697
	管内	294	39	265	5	14	617
5 年 度	国	95,480	11,226	109,769	965	8,069	225,509
	県	1,200	139	1,373	8	54	2,774
	管内	290	54	252	1	15	612
6 年 度	国	—	—	—	—	—	—
	県	1,180	182	1,386	19	66	2,833
	管内	282	36	321	1	25	665

6 被虐待児の年齢構成

年度	年齢	0~3歳未満	3歳~学齢前	小 学 生	中 学 生	高校生・その他	計
		0~3歳未満	3歳~学齢前	小 学 生	中 学 生	高校生・その他	
4 年 度	国	39,326	53,532	73,888	32,205	15,892	214,843
	県	521	474	928	434	340	2,697
	管内	121	109	219	107	61	617
5 年 度	国	39,501	55,545	79,223	33,868	17,372	225,509
	県	500	521	987	439	327	2,774
	管内	100	144	221	97	50	612
6 年 度	国	—	—	—	—	—	—
	県	475	522	1,191	415	230	2,833
	管内	106	178	224	99	58	665

7 管内地域別相談対応件数

区分 都市別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	合 計
松 本 市	59	6	194	54	313
大 町 市	18		23	1	42
塩 尻 市	20	3	73	21	117
安 曇 野 市	22	1	63	17	103
木 曽 郡	6		8	5	19
東 筑 摩 郡	4		17	6	27
北 安 曇 郡	4		16	11	31
そ の 他	3		6	4	13
合 計	136	10	400	119	665

IV 知的障害者更生相談所について

1 知的障害者更生相談所

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法に基づいて各都道府県ごとに設置されている機関であり、主たる業務は次のようなものである。

- (1) 知的障がい者もしくはその家族からの相談に応ずる。
- (2) 知的障がい者の医学的・心理学的及び職能的判定を行い、これに付随して必要な助言を行う。

具体的には、施設入所にかかる判定（判定書交付）、療育手帳の交付判定や再判定及び生活上の相談などである。

長野県では昭和35年に長野市に設置され、後に昭和46年に中央児童相談所に付置された。

また、県下各地の相談者の便宜を図るため、県内の他の4所の児童相談所にも知的障害者更生相談所の次長及び兼務職員を置き、相談判定業務を行うこととされた。

2 知的障がい者更生相談の状況（松本児童相談所扱い分）

(1) 知的障がい者更生相談の推移

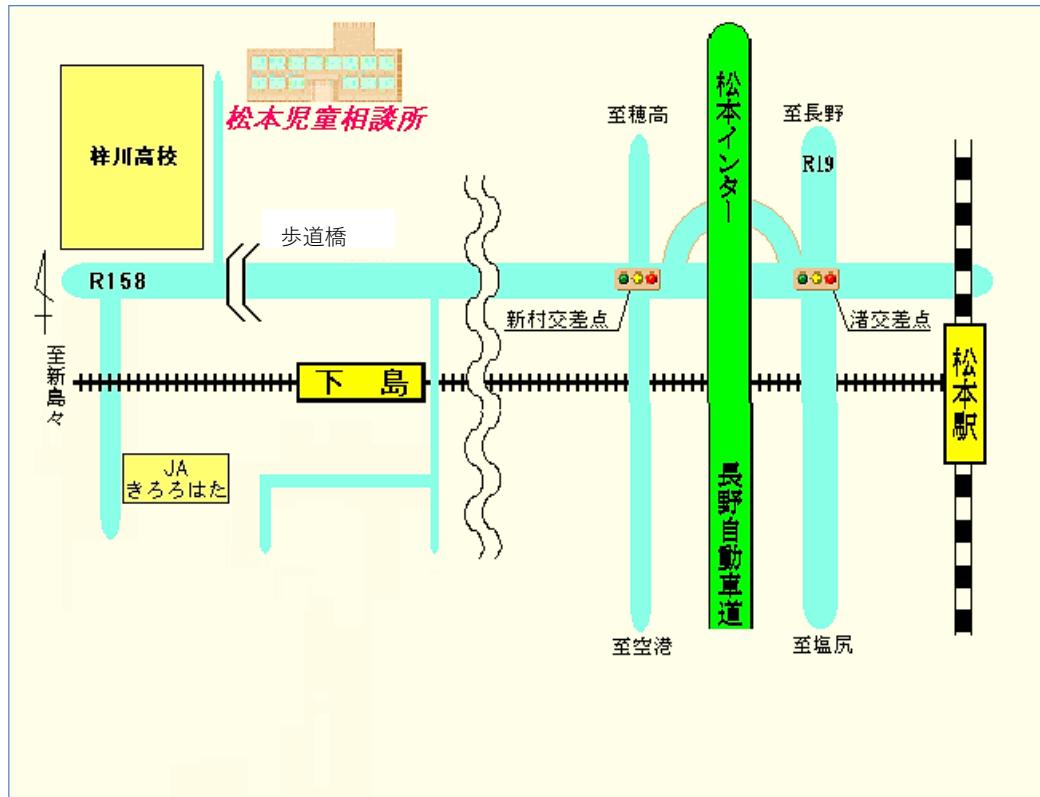
年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延件数	243	305	321	288	297	263	243	233

(2) 相談内容別件数

	施 設 入 所	療 育 手 帳	そ の 他	合 計
来 所	0	161	63	224
巡 回	0	9	0	9
合 計	0	170	63	233

(3) 判定内容別件数

	医 学 的 判 定	心 理 判 定	合 计
来 所	3	112	115
巡 回	0	9	9
合 計	3	121	124



『業務概要』 《令和 6 年度事業年報》

〒390-1401
長野県松本市波田9986

長野県松本児童相談所

TEL 0263-91-3370
FAX 0263-92-1550